

**入札説明書等に関する質問及び回答(第2回)**  
**京都市立小中学校耐震化PFI事業**

NO.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	
1	入札説明書および落札者決定基準	17	第3	4	(3)	イ	入札の無効	入札説明書では「予定価格を上回る価格で入札を行ったときは、無効とします」とあります。一方、落札者決定基準P3第4の1には「入札価格が予定価格を超えている場合は失格とします」とあります。「無効」と「失格」今回においてはどちらの概念で入札を行うのか？また、確認のためにそれぞれの用語の定義を御指示ください。	「無効」とは、入札手続を行ううえで、当該入札が効力を失うことを意味しています。すなわち、落札者決定基準P.3 第4 1は、「無効」となった入札を行った応募者は、落札者を決定するための審査では「失格」になると定義しています。	
2	要求水準書	15	第2	1	(9)	②	ア	耐震補強部材	耐震補強部材としての鉄骨ブレースに耐火仕様の措置は必要でしょうか。できるだけ重量が増加しないためにも不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書P.15(9)②アのとおり、耐火性能を有するための措置を講じてください。ただし、京都市版建築法令実務ハンドブック第10章10-3に該当する場合は、この限りではありません。なお、京都市版建築法令実務ハンドブックについては、本市都市計画局建築指導部建築審査課のホームページからダウンロード可能です。
3	契約書(案)	3	1	1	33			用語の定義	「耐震補強業務に係る費用」と「耐震補強業務費」は同義でしょうか？ また様式(42)の入札金額内訳書の施設整備費相当額と、契約書案の「耐震補強業務に係る費用」「耐震補強業務費」は同義でしょうか？ 同義でないとすると、入札した金額のうち、保険料、その他費用は、どのように支払われるのでしょうか？	「耐震補強業務に係る費用」と「耐震補強業務費」は同義と御解釈ください。様式42の入札金額内訳書の施設整備費相当額と、契約書案の「耐震補強業務に係る費用」「耐震補強業務費」も同様です。
4	契約書(案)	3	1	1	33			用語の定義	「これらに付随する業務の対価」に、契約に要する対価やモニターに要する対価は含まれるでしょうか？	「契約に要する対価やモニターに要する対価」の定義が不明確ですが、耐震第二次診断、耐震補強設計、耐震第二次診断及び耐震補強設計に係る第三者機関の判定取得、耐震補強工事並びに工事監理の各業務の対価に該当しない費用については、「これらに付随する業務の対価」に該当します。なお、それらの費用については、様式42の※2に規定のとおり、様式42の施設整備費相当額の(その他費用)に内訳を示してください。
5	契約書(案)	14	6	33	1			工事管理者等	各校にそれぞれ専任の工事監理者を配置し、契約時に契約書に名前を記載するということでしょうか？	事業対象校に配置する工事監理者の名前を契約書第33条の[ ]内に記載し、甲と乙が契約を締結することとなります。なお、要求水準書P.38 2(3)のとおり、工事監理者は複数の工事現場を担任出来ることとしているため、事業対象校のそれぞれに専任で配置する必要はありません。
6	様式集	42							「施設整備費相当額」のその他費用に、契約関連費、モニター関連費、報告関連費、公共側検査協力費等が含まれると考えていますが、よろしいでしょうか？	「契約関連費、モニター関連費、報告関連費、公共側検査協力費等」の定義が不明確ですが、様式42の施設整備費相当額の項目に掲げていない費用については、(その他費用)に含めてください。なお、それらの費用については、様式42の※2に規定のとおり、内訳を示してください。